

令和2年  
12月

第39号

なすしおばら



# 消費者だより



【特集】インターネットを安全・安心に使うために

## 消費者トラブルに気を付けて!

～あなたが狙われているかもしれません～

### チケット転売トラブル

チケット転売仲介サイトでイベントのチケットを購入したところ「チケットが届かない」「キャンセルができない」「転売チケットでは入場できない」といったトラブルが増えています。チケットを購入する際は公式チケット販売サイトかをよく確かめて購入しましょう。また、転売チケットを購入する際は、チケットなどの規約で転売が禁止されていないか確認しましょう。「特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(チケット不正転売禁止法)」が2019年6月14日から施行されました。急ぎよ行けなくなった場合は、公式リセールサイトを利用して、そのチケットを希望する人へ転売することが可能な場合がありますので検討しましょう。

### 不審な電話はすぐに相談!

- 那須塩原市消費生活センター 0287-63-7900
- 那須塩原警察署 0287-67-0110